

ご購入者限定

本書の電子書籍版が無料でご覧いただけます！(平成29年3月31日まで)

消防法施行令等の改正を織り込んだ最新版!!

建築消防advice 2015

編集 建築消防実務研究会

(4月下旬発行予定)

主な改正概要

- ▶ 消防法施行令、消防法施行規則及び関係法令の改正に基づき、主に次の事項について所要の補正を行いました。
 - ・ 防火対象物の用途区分
 - ・ スプリンクラー設備の設置基準
 - ・ 自動火災報知設備の設置基準
 - ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象
- ▶ 特定駐車場用泡消火設備についての項目を新たに追加しました。

B5判・総頁684頁

本体価格 4,900円＋税 送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



掲載内容

A 基礎知識

- 消防法の概要
- 火災の予防
- 防火対象物
- 準地下街
- 無窓階
- 消防用設備等
- 消防用設備等の設置単位

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定化

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備

- 動力消防ポンプ設備
- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備
- 非常警報器具・設備
- 避難器具
- 誘導灯・誘導標識
- 消防用水
- 排煙設備
- 連結散水設備
- 連結送水管
- 非常コンセント設備
- 無線通信補助設備
- 総合操作盤
- パッケージ型消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- 加圧防排煙設備
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を

有する消防の用に供する設備等

- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 消防設備に関連する設備

D 危険物

- 危険物概要
- 製造所
- 屋内貯蔵所
- 給油取扱所
- 消火設備

E その他

- 火災予防措置
- 工事中の安全対策
- 申請・届出・検査
- 消防設備の点検
- 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
- 融資制度

F チェックリスト

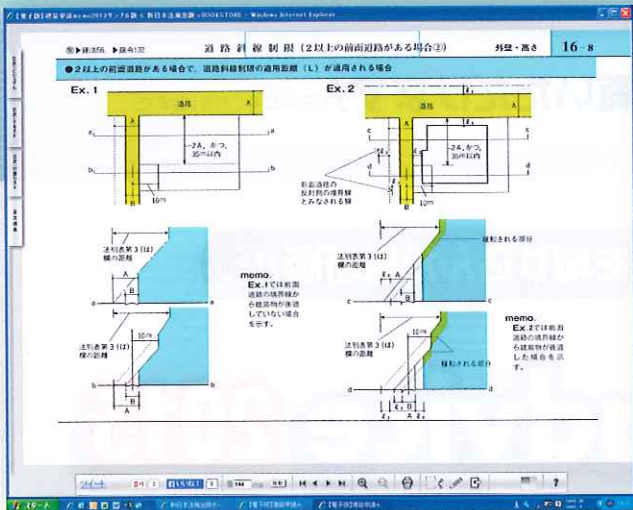
- 建物用途別設置基準

G 特例

- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
- 令32条によるもの
- 既存防火対象物
- 社会福祉施設等
- 既存の物品販売店舗等

H 附録

- 消防用機器の取扱い
- 区画貫通できる管類



見本(2014年版より)

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ
戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

▶建築基準法と他の法令との関係も、チェック項目ごと
に可能な限り取り入れ、広い視野に立って判断できる
ようにしてあります。

▶法令チェック項目と、官庁での審査項目とを対応させ、
一番ポイントになる部分に力点を置いて説明してあり
ますので最小限の努力で最大の効果が得られます。

▶随所に実務に役立つメモ(アドバイス)を入れ、設計・
施工に際して、誤りのないよう配慮してあります。

カラーで見る申請手続のマニュアル

むずかしい法令を徹底的に図表化して、カラー印刷で
見やすくするなど、申請する人の立場に立った分かり
やすい誌面となっています。

組見本

(B5判縮小)

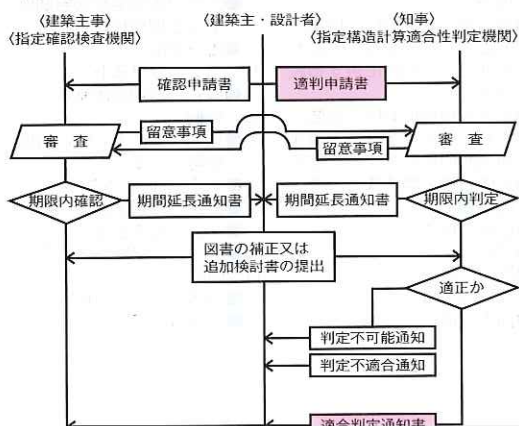
▶消法17-1、▶消令7-1~6

消防用設備の設置一覧表(特定防火対象物②)

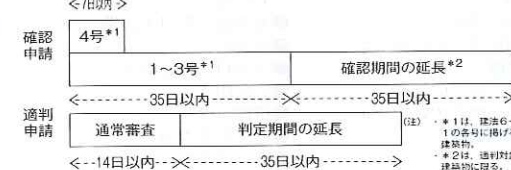
消防 48-4

消防用設備等	防火対象物																memo.
	(1)イ	(1)ロ	(2)イ	(2)ロ	(2)ハ	(2)ニ	(3)イ	(3)ロ	(4)	(5)イ	(6)イ	(6)ロ	(6)ハ	(6)ニ	(9)イ	(9)ロ	
	劇場 映画場 演劇場 映画館 劇場	公会堂 集会場 映画館 劇場	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール クラブ	遊技場 ダンスホール 特殊営業店舗	性風俗関連 特殊営業店舗	カラオケ ボックス ダンスホール 特殊営業店舗	待合室 料理店 店舗	飲食店 店舗	百貨店 百貨店 百貨店	旅館 旅館 旅館	病院 病院 病院	福祉施設 福祉施設 福祉施設	幼稚園 幼稚園 幼稚園	蒸気 蒸気 蒸気	特設 特設 特設	地盤 地盤 地盤	準 準 準
消火栓設備 ▶消令19	耐火建築物で1階又は1階+2階の合計床面積が9,000㎡未満、準耐火建築物でその他の建築物で3,000㎡未満の建築物																外壁相互間距離により1の建築物とみなす場合、準耐火建築物は除外。
消防ポンプ設備 ▶消令20	屋内及び屋外消火栓設備が必要な防火対象物全部																スプリンクラー等あれば免除。
一般	300																※1 入居又は積込させる施設で床は300㎡
地盤・無窓階 3階以上の階	300																※2 延べ500㎡以上で(1)~(4)、(5)イ、(6)、(9)イの合計床面積が300㎡
地盤・2階以上の階 11階以上の階 通信機器室	300																※3 (2)、(3)の用途の3階以上の階については300㎡
指定可燃物(数量S)	S≧500×危令別表4の数量																※4 (2)、(3)の用途の合計床面積で、地盤、無窓階の場合、※2は、通称対象建築物に限る。

●確認申請と構造計算適合性判定の手の流れ



●確認申請書・適合性判定申請書の審査期間



memo.

審査期間の規定は、適判が独立した手続に改正になったことに伴い、確認とは別に設けられた(平成27年6月施行)。それぞれの期間は従前と変わらず、全体では短縮が図られることになった。

●構造計算適合性判定申請書の構成

- ・提出部数 2通(正本、副本)
- ・添付図書 基本的に構造計算がある場合の確認申請書と同じ(→資料50-10)

●構造計算適合性判定の手のポイント

- ①建築主は、適判申請をいつ提出してもよいが、適合判定通知書がないと建築主事等による建築確認はうけられない。
- ②審査期間の延長は合理的な理由がある場合であるが、その例は次のとおり

ご購入者限定

本書の電子書籍版が無料でご覧いただけます！(平成29年3月31日まで)

平成26年建築基準法大改正に対応!!

建築申請 memo 2015

編集 建築申請実務研究会

B5判・総頁524頁

本体価格 4,400円+税 送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で **検索**

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



(3月下旬発行予定)

主な改正概要

●平成27年6月施行の改正建築基準法・同施行令・同施行規則に対応

- ▶以下の項目をはじめとして、建築基準関係法令の改正に基づく所要の補正を行いました。
 - ・木造建築関連基準の見直し ・構造計算適合性判定制度の見直し
 - ・指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設 ・容積率制限の合理化
- ▶その他、省エネ基準、消防法施行令等の改正を網羅しました。

掲載内容

A 予備知識等

- 申請準備 ●基本知識

B 建築確認申請と関連する

他法令による制約

- 営業の制約 ●地域の制約
- 開発の制約 ●境界の制約
- 防災・衛生の制約
- 街づくりの制約

C 建築確認申請に対する 建築基準法による制約

- 敷地 ●道路
- 用途地域 ●容積率
- 建ぺい率
- 外壁・高さ ●日影
- 防火・準防火地域
- 法22条区域
- 木造等の大規模建築物
- 特殊建築物
- 防火区画 ●界壁
- 内装制限 ●階段

- 廊下・出口等
- 安全の検証
- 避難通路等
- 非常用進入口
- 居室 ●換気
- シックハウス対策
- 煙突 ●排煙
- 非常用照明 ●昇降機
- 避雷 ●便所
- 構造計算 ●一般構造規定

- 耐震化 ●その他
- 福祉施設 ●市街地整備
- 住宅品質確保

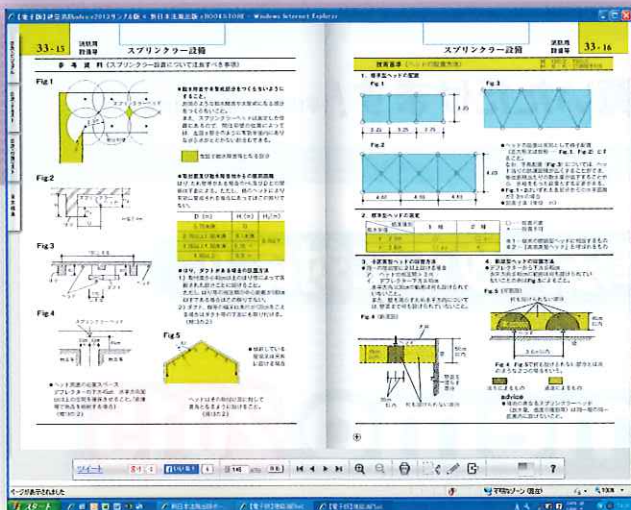
D 申請準備・消防法その他 その対策

- 防災 ●環境
- 消防 ●建築用語
- 申請書の作成

E 付録

- 条文一覧表





見本(2014年版より)

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ
戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

組見本

(B5判縮小)

41-1

消防用
設備等

自動火災報知設備

設 置 基 準				令21			
令列表第1項目	防火対象物 (くわしくは) ⇒13-1~3	一 (延面積㎡) 以上	一般 一階段対象物 (※1)	地階又は 2階以上 (床面積㎡) 以上	地階・無窓階 又は3階以上 (床面積㎡) 以上	11階以上 の階	その 他 (床面積㎡) 以上
(1)	イ● 劇 場 等 ロ● 集 会 場 等	300	全	駐車場の用	300		
(2)	イ● キャバレー等 ロ● 遊 技 場 等						
(2)	ハ● 性風俗関連特殊 営 業 店 舗 等	全 部	全	32 - 1	消防用 設備等	屋内	
	ニ● カラ オ ケ ボ ッ ク ス 等						
(3)	イ● 料 理 店 等 ロ● 飲 食 店	300	全				
(4)	● 百 貨 店 等						
(5)	イ● 旅 館 等 ロ● 共 同 住 宅 等	全部◆	(一般)				
		500	(一般)				
(6)	イ● 病 院 等 ロ● 老人短期入所施設等	300※3◆★	全				
	ハ● 老人デイサービスセンター等 ニ● 特別支援学校等	300※3◆					
(7)	学 校 等	300	(一般)				
(8)	図 書 館 等	500					
(9)	イ● 蒸 気 浴 場 等 ロ 一 般 浴 場	200	全				
		500					
(10)	車 両 停 車 場	500					
(11)	神 社 等	1,000					
(12)	イ 工 場 等 ロ ス タ ジ オ 等	500	(一般)				
(13)	イ 車 庫 等 ロ 特 殊 格 納 庫	500					
(14)	倉 庫	500					
(15)	前 各 項 以 外	1,000					
(16)	イ● 特 定 用 途 の 存 ず る 複 合 ロ イ 以 外 の 複 合 用 途	300	全				
		※4					
(16の2)	● 地 下 街	300※5◆★	(一般)				
(16の3)	● 準 地 下 街	※6	全				

32-1

消防用
設備等

屋内消火栓設備

設 置 基 準		令11		
令列表第1項目	防火対象物 (くわしくは ⇒13-1~3)	一 (延面積㎡)以上	般 地階・無窓階又は 4階以上の階上 (床面積㎡)以上	緩 和
(1)	イ●劇場等 ロ●集会場等	500(1,000)(1,500)	100(200)(300)	(設置免除できる場合) ・スプリンクラー・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末・屋外消火栓・動力消防ポンプの各消火設備の有効範囲の部分は設置免除 (屋外消火栓 動力消防ポンプ にあつては1階及び2階部分に限る。 (令11-4) ・代替としてバックゲージ型消火設備を設置した場合は設置免除 (H.16総務令92)
(2)	イ●キャバレー等 ロ●遊技場等 ハ●性風俗関連特殊営業店舗等	700(1,400)(2,100)	150(300)(450)	
	ニ●カラオケボックス等			
(3)	イ●料理店等 ロ●飲食店			
(4)	●百貨店等			
(5)	イ●旅館等 ロ●共同住宅等	700(1,400)(2,100)★ 700(1,400※1)(2,100※2) 700(1,400)(2,100)		
(6)	イ●病院等 ロ●老人短期入所施設等 ハ●老人デイサービスセンター等 ニ●特別支援学校等			
(7)	●学校等			
(8)	●図書館等			
(9)	イ●蒸気浴場等 ロ●一般浴場	700(1,400)(2,100)		
(10)	●車両停車場	1,000(2,000)(3,000)	200(400)(600)	
(11)	●神社等			
(12)	イ●工場等 ロ●スタジオ等	700(1,400)(2,100)	150(300)(450)	
(13)	イ●車庫等 ロ●特殊格納庫			
(14)	●倉庫	700(1,400)(2,100)	150(300)(450)	
(15)	●前各項以外	1,000(2,000)(3,000)	200(400)(600)	

新日本法規出版株式会社

本社 東京 千代田区千代田 1-1-1 1F 電話 03-4660-8455
 名古屋支社 名古屋市中区栄1丁目23番20号 電話 052-460-8456
 大阪支社 大阪府大阪市中央区内野町2丁目1番12号 電話 06-4540-0037
 広島支社 広島市中区橋本町3番22号 電話 082-730-8558
 高松支社 高松市扇町3丁目14番11号 電話 087-820-8536
 福岡支社 福岡市中央区大手門3丁目3番13号 電話 092-810-8663
 仙台支社 仙台市青葉区加茂1丁目48番地の2 電話 022-231-3195
 東京支社 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 電話 03-626-8407
 関東支社 さいたま市見沼区南中野244番地1 電話 048-337-8507



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

(2015.2) 1435Q

2015 図表による建築基準法の解説書!

図解建築法規

編集 国土交通省住宅局建築指導課

● 本年版の特色 ●

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設についての容積率等の緩和や、エレベーター床面積の容積率不算入等を趣旨とする建築基準法の改正に併せ内容補正を行うとともに、平成27年6月施行の建築基準法等の改正については改正の概要を掲載しました。

図表によるわかりやすい解説

建築法規の基礎知識から建築物の設計、工事着工、完了、維持管理にいたるすべての事項について、関連項目が一目でわかるよう、図や表を用いてわかりやすく解説した、建築法規のマニュアルです。

A5判・総頁1,186頁

本体価格 3,200円+税 送料実費

第3章 健全な街造りのための基準 389

都市再生特別地区においては、建築物その他の工作物の誘導すべき用途、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度ならびに壁面の位置の制限が都市計画で定められることとなった〔法60-2条〕。

(8) 特定用途誘導地区

平成26年5月に都市再生特別措置法が改正され、市町村は都市計画区域内の区域について都市再生基本方針に基づき、「立地適正化計画」を作成することができるとされた〔都市再生特別措置法81条1項〕。この立地適正化計画には、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として都市機能誘導区域を定めることとされ〔都市再生特別措置法81条2項3号〕、さらに、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、特定用途誘導地区を定めることができるとされた〔都市再生特別措置法109条1項〕。

特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、原則として、当該最高限度以下でなければならないと定められ、また、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認められる場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で、用途制限を緩和することができることとされた〔60-3条1・2項〕。

256 第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準

(備考：これらの他にも、個別の申請に基づいて、大臣により認定された構造のものが多数ある。)

④ 階段の一般構造基準

階段は、避難するときの重要な通路となるので、特に、特殊建築物・大規模建築物等(図表122参照)については、避難施設として、厳しい構造基準が要求されるが、これについては、第2章第4節④避難施設等の項を参照されたい。

本項の一般構造基準は、避難施設としての階段も含めて、一般のすべての階段の構造について定めているもので、災害時のみならず、平常時においても起こりうる階段における不慮の災害を防止するために、その幅、けあげ、踏面、踊場などについて基準が定められている。

(1) 階段及び踊場の幅、階段のけあげ及び踏面の寸法など〔令23条〕。

階段については、小学校における児童用の階段の安全性を最も強く、次いで、中学、高校、百貨店、劇場などの特殊建築物のものや一般に地階のものに安全性を要求している。

なお、以下の基準に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、以下の基準は適用されない〔令23条4項〕。

図表 176

階段及び踊場の幅、階段のけあげ及び踏面の寸法など〔令23条〕

階段及び踊場の幅、階段のけあげ及び踏面は次の(1)~(4)による。ただし、屋外階段、住宅の階段等は(5)~(8)による。

組見本

(A5判縮小)

掲載内容

第1章 建築法規を学ぶまえに

第1節 建築法規の歴史

- ① 建築法規の生い立ちとその意義
- ② 日本における建築規制の歴史
- ③ 建築基準法の沿革

第2節 建築に関する諸法令のあらまし

- ① 建築物の敷地・構造・設備に関する法令
- ② 特定の用途の建築物に関する法令
- ③ 営業許可に関する法令
- ④ 危険物等の取扱い・貯蔵・処理に関する法令
- ⑤ 建築設備に関する法令
- ⑥ 都市計画・土地利用・環境保全・公害対策などに関する法令
- ⑦ 建築・住宅・開発等の助成に関する法令
- ⑧ 民法その他権利関係の法令

第3節 建築法規を理解するための基礎知識

- ① 法令の種類
- ② 法令の形式
- ③ 法令の用語

第4節 建築基準法の特徴と適用範囲

- ① 建築基準法の特徴
- ② 建築基準法の構成と適用範囲
- ③ 技術的基準（実体規定）の適用除外

建築物の安全性を確保するための技術的基準（建築基準法における単体規定）

第1節 建築物の安全性の確保

- ① 建築物の安全性とは
- ② 特殊建築物における安全性とは
- ③ 基準の表現
- ④ 基準と技術者の態度

第2節 建築物と敷地

- ① 敷地の衛生と安全
- ② 災害危険区域及び宅地造成工事規制区域内等の建築

第3節 建築物の構造強度

- ① 構造設計の原則
- ② 構造部材等
- ③ 構造細則規定
- ④ 構造計算

第4節 建築物の防火と避難施設

- ① 防火・避難計画の考え方
- ② 構造制限と防火区画
- ③ 避難施設等
- ④ 内装制限
- ⑤ 排煙設備
- ⑥ 非常用の照明装置
- ⑦ 非常用の進入口
- ⑧ 非常用エレベーター
- ⑨ 中央管理室
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 地下街と地下道
- ⑫ その他

第5節 建築物の環境衛生などとそのための構造・設備

- ① 居室の採光・換気
- ② 居室の天井・床の高さと床の防湿方法
- ③ 火気使用室の換気の基準
- ④ 地階における住宅等の居室
- ⑤ 共同住宅等の遮音構造
- ⑥ 階段の一般構造基準
- ⑦ 空気調和・換気設備
- ⑧ 便所と浄化槽
- ⑨ 給排水設備・その他の配管設備
- ⑩ 冷却塔設備
- ⑪ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- ⑫ その他の設備に関する基準
- ⑬ シックハウス対策

第6節 簡易構造建築物に対する規制の合理化

- ① 簡易な構造の建築物に対する建築規制の合理化
- ### 第7節 その他
- ① 独立煙突・鉄塔・記念塔・広告塔・サイロなどの工作物
 - ② 展望用エレベーターなどの観光施設及びコースター・メリーゴーラウンド・飛行塔などの遊戯施設
 - ③ 工事現場の危害防止
 - ④ 建築材料の品質

健全な街造りのための基準（建築基準法における集団規定）

第1節 都市の建築物に対する基準

- ① 都市計画と建築
- ② 都市計画法と建築基準法
- ③ 都市計画に関連する他の法令

第2節 道路による建築制限

- ① 建築と道路
- ② 道路の定義
- ③ 敷地と道路の関係
- ④ 道路内の建築制限
- ⑤ 壁面線

第3節 用途制限

- ① 用途制限の意義
- ② 用途地域の種類と建築制限
- ③ 例外的な建築許可
- ④ 特別用途地区
- ⑤ 特殊な用途の建築物の位置
- ⑥ その他

第4節 建築物の面積、高さ及び敷地面積の関係

- ① 容積率
- ② 建蔽率
- ③ 最低敷地面積の制限
- ④ 第一種、第二種低層住居専用地域内の高さの限度と壁面の位置
- ⑤ 道路の幅員による高さの制限（道路斜線制限）
- ⑥ 隣地境界線による高さの制限（隣地斜線制限）
- ⑦ 住居専用系の用途地域内の北側の高さの斜線制限（北側斜線制限）

- ⑧ 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外
- ⑨ 日影による中高層建築物の高さの制限
- ⑩ その他

第5節 防火地域等

- ① 防火地域制の意義
- ② 防火、準防火地域内の建築制限
- ③ その他
- ④ 特定防災街区整備地区

第6節 地区計画等

- ① 地区計画等とは
- ② 地区計画・地区整備計画
- ③ 防災街区整備地区計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画
- ④ 沿道地区計画・沿道地区整備計画
- ⑤ 集落地区計画・集落地区整備計画

第7節 その他

- ① 総合的設計による一団地の建築物
- ② 連担建築物設計制度
- ③ 総合設計制度と一団地認定制度の一本化
- ④ 建築協定
- ⑤ 景観地区
- ⑥ 建築物の敷地が区域・地域・地区の内外にわたる場合の措置
- ⑦ 指定工作物

建築物ができてからなくなるまで一必要の手続など

第1節 建築工事が着工されるまで

- ① 設計と建築士制度
- ② 確認申請
- ③ 指定確認検査機関
- ④ 確認審査
- ⑤ 許可申請
- ⑥ その他

第2節 建築工事の着工に伴って

- ① 建築工事届
- ② 確認の表示の義務
- ③ 工事現場の危害の防止
- ④ 工事中の特殊建築物等の使用制限
- ⑤ 工事中の安全上の措置等の計画の作成及び届出

第3節 工事の中間段階における検査

- ① 中間検査の申請
- ② 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の施工

第4節 工事の完了と建築物の使用開始

- ① 完了検査の申請
- ② 検査済証と特殊建築物等の使用制限

第5節 建築物の維持管理

- ① 増改築・移転・修繕・模様替
- ② 建築設備の設置
- ③ 用途変更
- ④ 定期的な調査・検査と報告

第6節 建築物の除却

- ① 建築物除却届

第7節 仮設建築物

第5章 用語の定義・法令〔省略〕

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区千代田2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区千代田2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区南平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2015.2) 11651



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。